

平成29年度 第1回

福島県環境影響評価審査会議事概要

(平成29年4月17日開催)

## 1 会議の名称

平成29年度第1回福島県環境影響評価審査会

## 2 日 時

平成29年4月17日（月）

午後1時開会 午後3時10分閉会

## 3 場 所

県庁本庁舎3階 総務委員会室

## 4 議 事

- (1) 相馬伊達太陽光発電所整備事業環境影響評価方法書について(事業者による説明、質疑応答等)
- (2) (仮称)須賀川・玉川風力発電事業計画段階環境配慮書に対する環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく意見に係る答申(案)
- (3) (仮称)白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例第11条第1項の意見に係る答申(案)

## 5 出席者等

### (1) 環境影響評価審査会

伊藤絹子委員、稲森悠平委員、岩田恵理委員、川越清樹委員、木村勝彦委員、高荒智子委員、濱田幸雄委員、須藤隆一専門委員、以上8名

### (2) 事務局

環境共生課長 遠藤洋、主幹 菅野智也、主任主査 柴田久男、副主査 新村博、技師 菅野年彦、以上5名

### (3) 傍聴者 7名

## 6 議事内容

### (1) 開会

### (2) 議事録署名人の選出

議事録署名人については、稲森会長が木村勝彦委員、高荒智子委員を指名し、全会一致で了承された。

### (3) 議事

ア 相馬伊達太陽光発電所整備事業環境影響評価方法書について(事業者による説明、質疑応答等)

事業者から、同方法書の概要説明及び事前に審査会委員から出された意見に対する回答がなされた後、質疑応答が行われた。

質疑応答の概要は次のとおりであった。

**【川越委員】**

土石流危険渓流について、勾配10度という記載がありますが、これは勾配ではなく傾斜度のことではないでしょうか。そうだとすると、この10度にどのような意味がありますか。

**【事業者】**

本日はこのことの方を設計施工担当者が参っておりませんので、宿題として持ち帰らせていただき、後日お答えさせていただきます。

**【川越委員】**

この10度は何か意味があって決めた値だと思いますが、一番重要なところは、土石流危険渓流の地質と連続しているか否かというところだと思います。そうすると、もしそこに手を付けてしまうと、それだけで、多量の水が流れたときに地盤が不安定になってしまうと思うので、地質調査の実施に当たっては、確実に調査していただいて判断された方が良いでしょうと思います。

10度という数字より、地質の連続性の方を重んじてください。

**【事業者】**

承知しました。今の御指摘を参考に、地質調査を進めて参ります。

**【稲森会長】**

今のところは大事だと思います。近くに人造湖や溜池がありますので良く検討してください。

**【高荒委員】**

資料3の整理番号9番の質問に対する回答についてですが、水道水源について、戸別に水源を確保しているということですが、関係者等にヒアリング等を行っていただいて、今回の事業がそれぞれの水源に影響がないということを確認された方が良いでしょうと思います。

**【事業者】**

承知しました。方法書段階では特にヒアリングを行わず、基本的に既存文献で調査しようとしておりましたが、全く見つからなかったため、伊達市役所に電話でヒアリングをいたしました。より具体的な状況を把握するため、伊達市役所を訪問して、もう少し細かい話を聞いたり、場合によっては当該地域に居住されている方に直接お話を伺う等したいと思います。

**【高荒委員】**

おそらく公営の上水道ではないので、市役所では事情を把握していないのではないかと思います。

**【事業者】**

伊達市役所の方も、所管外になっているというような話をされてきました。

**【稲森会長】**

それでは、このようなことはどこで確認するのですか。

**【高荒委員】**

戸別に調査するしかないと思います。

**【事業者】**

今後どのような進め方をするか、検討させていただきたいと思います。

**【木村委員】**

供用後のことですが、太陽光発電所の管理上で問題になるのが除草剤の使用だと思います。特にこのように水系に接しているところでは、除草剤を使用すると直ぐに流れ込んで、その影響が下流にある溜池等に直接及ぶと考えられます。玉野溜池については、以前から福島大学で詳細な調査を続けているので、何かが流れ込めば直ぐに変化が検出されてしまう筈です。かなり詳しく当該水域中及び周辺部の調査がされているので、後からの管理になるので難しいところもありますが、この辺も十分に注意させていただきたいと思います。

**【事業者】**

御指摘いただいた点につきましては、良く注意して維持管理の計画の検討を進めて参ります。

**【稲森会長】**

木村委員から玉野溜池について指摘がありました。また、別に近くに宇田川湖がありますが、ここにある排水基準とは何の基準ですか。資料の後ろの方にリン含有量等と書いてあります。また、方法書30頁の表3-1-9の玉野川の部分に空欄になっているところがありますが、記載できるものだと思いますので、追記してください。

**【事業者】**

整合が取れるように修正いたします。

**【稲森会長】**

玉野溜池は何か基準が懸かっているのですか。排水基準があるということは環境基準があるのですか。

**【事業者】**

環境基準は設定されておりません。

**【稲森会長】**

どういう基準がここに懸かっていますか。方法書のどこにも当該の記

載が見当たりません。

**【木村委員】**

おそらく何も懸かっていないでしょう。

**【稲森会長】**

事業者さん、調べておいてください。

**【事業者】**

方法書 132 頁の表が誤解を生むような内容となっておりますので、準備書の段階で修正させていただきます。

**【稲森会長】**

ここに排水基準に係る湖沼等と書かれております。

それと、樹木の伐採をしたり、残土が発生したりしますが、量的なことがどこにも書かれていません。正確な数字を示すことは難しいかもしれませんが、可能な範囲で残土がどのくらい発生してそれに対してこうするとか、伐採する樹木はこれくらいでこう処理しますとか、そのような内容の記載があった方が良いでしょう。

**【事業者】**

ご指摘いただいた点については、準備書の段階で具体的な数字等の記載をする等、今後対応を検討させていただきます。

**【稲森会長】**

先日、私はある太陽光発電所を視察する機会があったのですが、発電設備は完成して発電ができている状態なのに、消費地に接続する送電設備が完成していないので送電できていないというものでした。これでは、折角作った電気を捨てているも同然です。

本事業では、発電設備が完成すれば、直ぐに消費地に電気を供給可能な計画とされていますか。ここは極めて重要です。そのために必要な措置等を同時並行で進めていないと、折角できた電気が無駄になってしまいます。

**【事業者】**

今年 3 月末に負担金工事費等の支払いを済ませており、環境影響評価後の工事となりますが、発電設備の竣工と送電会社側の接続電線の工事完了が同時期になるよう、工程を調整させていただいております。

**【稲森会長】**

私共の視察した太陽光発電所はかなり広いゴルフ場跡地を転用したところなので、そこを管理されていた係員の方に、雑草対策をしているのですかと訊ねましたら、年に 3 回くらい除草剤は撒かずに刈り取っているという話で、管理をしっかりやっているようでした。こうしたところ

では、雑草対策も重要だと思います。

【事業者】

承知いたしました。

【稲森会長】

この件で、他に何か御意見等はないでしょうか。

何もないようですので、この件の審議は終了させていただきます。

事業者さんには、さきほどの議論で出された濁流対策や溜池への影響の回避等について、十分に留意の上、計画を進められるようにしてください。

## イ（仮称）須賀川・玉川風力発電事業計画段階環境配慮書に対する 知事意見に係る答申（案）

審査会委員等からの意見を踏まえて作成した知事意見に係る答申案について、資料に基づき事務局から説明した後、質疑応答を行ったところ、当該案の一部文言について濱田幸雄委員より修正意見が出され、その場で出席委員・専門委員全員により当該修正が了承された。

質疑応答の概要は次のとおりであった。

【稲森会長】

福島県としては、平成23年3月の福島第1原子力発電所事故後、原子力発電の再稼働はできないという状況であって、そうした中で2040年までに県内の電力使用量に相当する電力を、再生可能エネルギーで賄おうという方針を進めています。このような県の政策を尊重しつつ、周辺地域住民への配慮に注力し、的確な環境影響評価の実現を促して行くという内容の答申案だと思いますが、意見等がありましたら、ご発言をお願いします。

【濱田委員】

案の3の騒音振動の（2）の3行目の「可能な限り風下に住宅等がなく」という文言ですが、最近発表されている調査結果を見ると、八の字型の指向特性が言われており、必ずしも風下への影響が大きくなるということではない。風下で影響が大きくなるのは、航空機騒音のように数キロメートルの伝搬先は風によって持ち上がったり、聞こえなくなったり、あるいは増幅したりする場合がありますが、このような山岳地形で植生が多いところでは風の影響が弱まってしまうので、ここまで言い切ってしまうのは誤解を与える可能性があるので、「可能な限り風下に住宅等がなく」の部分は削除した方が良いの

ではないかと思えます。

**【事務局】**

それでは、案から当該の文言を削除したいと思えますが、よろしいでしょうか。

**【稲森会長】**

そうしてください。

ところで、風力発電機の立地が想定されている場所に近接して、特に配慮が必要な児童養護施設が存在しています。実際の風力発電機の立地が事業実施想定区域の中で当該児童養護施設から可能な限り遠くに離れるように移動すれば、騒音による影響が改善でき回避できるのではないかと思います。今の計画では、当該児童養護施設が風力発電機立地想定場所から500メートル以内にあるので、そこのところは止めて、別の配置に変更することができないだろうかと思えます。このような点に配慮して、影響を回避できるようにすべきではないでしょうか。

事業実施想定区域の中で、周辺地域事情を踏まえ、風力発電機の配置をうまく工夫して、影響を極力回避できるように事業者さんは検討を進められると良いと思えます。

**【事務局】**

事業者は、その部分については、周辺地域住民等との共存を目指して、そのように工夫されると思えます。

**【濱田委員】**

風力発電機を山の稜線の陰になるところに設置する等の配慮も必要かと思われます。

**【稲森会長】**

配慮書の後ろの方に、風力発電機を12基設置する案と34基設置する案の比較について記載がありますが、事業実施想定区域内での風力発電機の位置を色々とシュミレーションしていただいて、最終的に設置場所を決めていただきたい。

そもそも、児童養護施設のような配慮の必要な施設の付近には、風力発電機は設置しないのが最も良い。

**【須藤専門委員】**

まだ、計画を変更できるので、私も児童養護施設の近傍での風力発電機の設置については、回避すべきだと思います。

**【稲森会長】**

安全と違って、安心の程度は人によって違うので、安心の確保が求められる児童養護施設については、やはり特別な配慮をして回避するようにすべき

です。

**【伊藤委員】**

全国の風力発電事業計画で、同様の課題が明らかになっている事例があれば、教えていただけないでしょうか。全国的に多くの風力発電事業の計画が進んでいるので、きっと同様の課題の対応が求められたようなものがある筈です。また、心配していたが問題なかった事例、心配していなかったが問題となった事例等もあれば、教えていただきたいと思います。

**【稲森会長】**

私も風車を良く見に行っていますが、郷里の鹿児島島の漁港の近くで、住居等から200メートルくらいのところに大型風力発電機が設置されていますが、全く苦情を聴いたことがありません。これは、おそらく海の近くなので波の音により風力発電機の音が相殺されているのではないかと思います。このことは、やはり風力発電機の設置されている環境などから、人の感じ方が違うのだと思います。

今回の事例においては、今後、配慮すべき施設等から極力離隔距離を大きくするように事業者が努めるのが良いと思いますが、全国の事例をまとめておくと良いと思います。

**【須藤専門委員】**

きっと環境影響評価法の対象事業には代表的なものがあるので、そのような情報は入手できると思います。

**【稲森会長】**

それで、今回用いる風力発電機は最新の低騒音型と書いてありますが、従来型とはどこがどのように違うのでしょうか。

**【事務局】**

その辺は事業者にも確認しましたが、良く分かりませんでした。事業者は、恐らく以前の経緯から、ドイツのエネルコン社というメーカーの風力発電機の採用に固執しておりますが、性能面で特段の理由があるのか否かは、理解できておりません。

全国事例の収集については、今後の課題として検討させていただきたいと思います。

**【岩田委員】**

山の稜線上に風力発電機が一行に立ち並んでいるという状況により、何か環境影響があった事例はあるのか否か、以前に事業者に対し質問しました。類似事例があるとの回答でしたが、問題があったかどうかの類似事例に関する具体的な資料をいただけると参考になると思います。事業者はあると言っていましたので、事後調査等もされていると思いますが、そのような資料の



入手はできないのでしょうか。

【事務局】

確認いたします。

【稲森会長】

再生可能エネルギーとは言っても問題は少なくないわけですので、再生可能エネルギーの推進に当たり、今まで以上にどのような問題点が在るのかなのかを的確に把握し、問題がある場合はそれをいかに回避して進められるか等の検討を重ねるとともに、併せて周辺住民等の意見が尊重されることが重要だと思います。今後の事業者や県当局の対応に期待したいと思います。

この件で、他に何か御意見等はないのでしょうか。

何もないようですので、この件の審議は終了させていただきます。ありがとうございました。

#### ウ（仮称）白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価方法書に対する知事意見に係る答申（案）

審査会委員等からの意見を踏まえて作成した知事意見に係る答申案について、資料に基づき事務局から説明した後、質疑応答を行ったところ、当該案については、修正事項なし。出席委員・専門委員全員により了承された。

質疑応答の概要は次のとおりであった。

【木村委員】

ゴルフ場だった筈の南側隣接地をインターネット上で公開されている航空写真で見たら、幾らか前から太陽光発電所として使われているようですが、現状はどうなっているのですか。

【稲森会長】

先日、岩田委員と高荒委員と私とで、当審査会の現地調査でたまたまそこを視察する機会があったのですが、旧ゴルフコース上にきれいに太陽光発電パネルが立ち並んでいました。ところが、管理されておられる係員の方のご説明によると、まだ消費地へ接続するための送電線がないので、電気は作っているが、送れていない状況だそうです。

【木村委員】

太陽光発電事業については、私は一般に継続性を心配しています。これをどんどん開発して行って、その後にならなくなるようなことは、本当に起こらないのでしょうか。

**【事務局】**

その点については、事業者の担当者がこの場に来ていますので、そちらにお訊ねいただいてもよろしいでしょうか。

**【稲森会長】**

結構です。

太陽光発電パネルも無限に使える訳ではないので、交換等も考えられます。その時どうするかというところも事業計画に含める必要があるのではないでしょうか。

**【事業者】**

本事業は当初継続期間を20年としておりますが、その間でも太陽光発電パネルを交換する必要があるれば、交換します。他方で、当該の太陽光発電パネルの性能上の使用期間は17年程度とされていますが、主要材の劣化が比較的に進みにくい材質になっておりますので、そのまま20年後にも使い続けることができる場合も考えられます。もっとも、その時の経済情勢により採算が合わない買い取り単価になってしまった場合には、事業撤退も考えられますが、そういった場合に備えて資金留保し、きちんと設置物を撤去して原状復帰する計画としています。

**【木村委員】**

法的にその資金留保は義務付けられているのですか。

**【事業者】**

義務付けられておりませんが、この類の事業計画をするに当たり、最低限の社会常識だと思えます。

広大な敷地ですので、その撤退後の使い道等については、その時の経済状況、国の施策等を見て、別の使い方を検討し、引き続き土地の有効利用を果たしたいと考えております。

**【稲森会長】**

分かりました。

この件で、他に何か御意見等はないでしょうか。

何もないようですので、本案は無修正とし、この件の審議は終了させていただきます。ありがとうございました。

**(4) その他**

今後の各事業における環境影響評価の手続きの予定、審査会開催の予定について、事務局から説明を行った。